



県 章

# 滋賀県公報

平成 28 年（2016 年）  
3 月 15 日  
号 外 （ 1 ）  
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年 3月15日

滋賀県監査委員	奥	村	芳	正
〃	平	居	新	司
〃	山	田		実
〃	北	川	正	雄

#### 第 1 監査のテーマ

行政処分の適正執行について

#### 第 2 監査の趣旨・目的

行政処分に係る事務は、県民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、公平性、公正性の確保と適正な執行が求められるところである。

平成27年4月には、国民の権利保護の充実を図る観点から、行政手続法（平成5年法律第88号）が改正され、「処分等の求め」の仕組みも設けられることとなったことから、行政処分の事務が適正かつ迅速に執行されているかについて監査することを目的とした。

#### 第 3 監査対象事務および監査対象機関

行政手続法または滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）（注1）の適用を受ける申請に対する処分（以下「許認可等」という。）および不利益処分等（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分および同号イにより不利益処分から除外される事実行為ならびに当該行為の不作为を含む。）の中から、取扱件数、法令違反等（注2）の発生件数等をもとに対象とする事務（注3）を1、2のとおり選定し、当該事務の実施機関および所管機関（注4）を対象とした。

注1 行政手続条例については、行政手続法が対象とする処分と対象を異にするものの、規定の内容は重複するものが多いため、この報告書において特に言及する必要がある場合を除き、記載を省略する。

2 この報告書において「法令違反等」とは、監査対象機関が所管する法令に対する違反行為だけでなく、感染症患者の発生等、不利益処分等の前提となる事実の発生も含む。

3 この報告書において、各実施機関が所管している法令違反等への対応または許認可等に関連した事務全般をさす場合は「事務」とし、個別の不利益処分等または許認可等をさす場合は「処分」とする。

4 この報告書において「所管機関」とは、監査の対象事務である法令を所管している滋賀県行政組織規則（昭和51年滋賀県規則第16号）第4条第1項および第2項に規定する課および局とする。

#### 1 不利益処分等の状況

対象事務	部局	実施機関	所管機関
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に係る法令	総合政策部	県民活動生活課	同左

違反等に対する対応			
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る法令違反等に対する対応	琵琶湖環境部	環境政策課	同左
水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に係る法令違反等に対する対応	琵琶湖環境部	湖東環境事務所	環境政策課
廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に係る法令違反等に対する対応	琵琶湖環境部	湖北環境事務所	循環社会推進課
食品衛生法（昭和22年法律第233号）に係る法令違反等に対する対応	健康医療福祉部	甲賀健康福祉事務所	生活衛生課
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に係る法令違反等に対する対応	健康医療福祉部	湖東健康福祉事務所	薬務感染症対策課
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に係る法令違反等に対する対応	健康医療福祉部	精神保健福祉センター	障害福祉課
児童福祉法（昭和22年法律第164号）に係る法令違反等に対する対応	健康医療福祉部	彦根子ども家庭相談センター	子ども・青少年局
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に係る法令違反等に対する対応	健康医療福祉部	動物保護管理センター	生活衛生課
建設業法（昭和24年法律第100号）に係る法令違反等に対する対応	土木交通部	監理課	同左
採石法（昭和25年法律第291号）に係る法令違反等に対する対応	土木交通部	砂防課	同左
道路法（昭和27年法律第180号）に係る法令違反等に対する対応	土木交通部	長浜土木事務所	道路課
河川法（昭和39年法律第167号）に係る法令違反等に対する対応	土木交通部	湖東土木事務所	流域政策局
13事務		13機関	8機関

## 2 許認可等の状況

対象事務	部局	実施機関	所管機関
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人設立の認証	総合政策部	県民活動生活課	同左
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）に基づく電気工事業者の登録（更新を含む。）	知事直轄組織	防災危機管理局	同左
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく第一種フロン類重点回収業者の登録（更新を含む。）	琵琶湖環境部	環境政策課	同左
廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく収集運搬業の許可（更新・変更を含む。）	琵琶湖環境部	湖北環境事務所	循環社会推進課
特別児童扶養手当法（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給認定	健康医療福祉部	子ども・青少年局	同左
食品衛生法に基づく飲食店営業等の許可（継続を含む。）	健康医療福祉部	甲賀健康福祉事務所	生活衛生課
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳交付処分	健康医療福祉部	障害福祉課	同左
動物の愛護及び管理に関する法律に基づく特定動物の飼養または保管の許可 同法に基づく第一種動物取扱業の登録	健康医療福祉部	動物保護管理センター	生活衛生課
計量法（平成4年法律第51号）に基づく車両等装置用計量器の装置検査	商工観光労働部	計量検定所	モノづくり振興課

滋賀県環境こだわり農業推進条例(平成15年滋賀県条例第4号)に基づく環境こだわり農産物の認証	農政水産部	甲賀農業農村振興事務所	食のブランド推進課
養蜂振興法(昭和30年法律第180号)に基づく蜜蜂の転飼許可	農政水産部	大津・南部農業農村振興事務所	畜産課
建設業法に基づく建設業の許可	土木交通部	監理課	同左
採石法に基づく岩石採取計画認可	土木交通部	砂防課	同左
道路法に基づく道路占用許可	土木交通部	長浜土木事務所	道路課
河川法に基づく河川占用許可	土木交通部	湖東土木事務所	流域政策局
道路法に基づく限度超過車両の通行の許可	土木交通部	道路課	同左
16事務		16機関	7機関

#### 第4 監査の着眼点

- 1 法令違反等に対して、是正の命令等が適切に行われているか(必要な権限行使がなされているか。)。
  - (1) 処分基準等の設定は適切か。
  - (2) 処分基準等に基づく厳正な判断がなされているか。
  - (3) 必要な手続が適切にとられているか。
- 2 許認可等の要件に該当しない場合または該当しなくなった場合の申請に対する拒否処分の事務または取消しの事務は適切になされているか。
  - (1) 審査基準、処分基準の設定は適切か。
  - (2) 審査基準、処分基準に基づく厳正な判断がなされているか。
  - (3) 必要な手続が適切に取られているか。
- 3 許認可等の事務処理体制は適正か。
  - (1) 審査基準および標準処理期間の設定は適正か。
  - (2) 審査基準および標準処理期間が設定された事務処理要項は策定されているか。
  - (3) 内部けん制、複数担当による体制はとられているか。
- 4 許認可等の事務の処理状況は適正か。
  - (1) 審査は適正に行われているか。
  - (2) 標準処理期間内に処理されているか。
- 5 許認可等の事務の効率化は適正か。  
事務を効率的に進めるための取組みがなされているか。

#### 第5 監査執行年月日

平成27年12月17日および18日

#### 第6 監査の実施方法

監査対象事務の執行機関および法令所管機関から提出された、平成26年度における処分状況等を記載した行政重点監査調査に基づき、事務局調査員が予備調査を実施し、その結果に応じて関係職員との対面または書面による委員監査を実施した。

#### 第7 監査の結果および意見

##### 1 調査結果の概要

##### (1) 不利益処分等の状況

##### ア 法令違反等への対応状況(別表1)

13機関に対し法令違反等への対応状況を調査したところ、平成26年度中に39種2,659件の法令違反等を認知し、このうち19種277件については、不利益処分等が行われた。その他の事例については、行政指導等が行われていたが、平成26年度末において17種160件の事例が未改善となっており、引き続き指導等が行われていた。

なお、39種の法令違反等への対応について、事務処理要領またはマニュアルが整備されているものは27種であった。

##### イ 不利益処分の事務処理の状況(別表2)

##### (7) 処分基準の策定状況

行政手続法第12条では、行政庁は、不利益処分をするかどうかまたはどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するための基準（以下「処分基準」という。）を定め、かつ、公表するように努めることとされている。

アにおいて、実際に行われた不利益処分のうち、4機関6種の処分について処分基準が定められており公表もされていた。

(4) 意見陳述の手續の状況

行政手続法第13条では、行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、同条第2項に定める事由に該当する場合を除き、聴聞または弁明の機会を付与することと定められている。

対象となる9種の処分（注5）のうち、聴聞が行われている処分は1種、弁明の機会が付与されているものは3種であった。

残りの5種の処分については、緊急に処分する必要がある、裁判所の判決等により事実が証明されているなど同項の定める事由に該当することから、聴聞または弁明の機会の付与は不要なものであった。

注5 平成26年度中に行われた不利益処分等は12種の処分であったが、精神障害者の入院措置など3種の処分については、行政手続法第2条第4号イに規定する事実行為に該当するため行政手続法の適用を受けない。

(5) 不利益処分の理由の明示の有無

行政手続法第14条では、不利益処分をする場合は、処分の理由を明示することとされており、また、同法の適用を受けない処分であっても個別の法令等により処分の理由を明示することが義務付けられている場合がある。

対象となる10種の処分については、全て理由が明示されていた。

(6) 不服申立てに関する教示の有無

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条では、不服申立てができる処分を行う場合は、処分の相手方に対して、当該処分につき不服申立てをすることができる旨ならびに不服申立てをすべき行政庁および不服申立てをできる期間を教示することが義務付けられている。

対象となる12種の処分のうち、教示がなされていたのは、10種の処分であった。

(2) 許認可等の状況

ア 許認可事務の審査体制等（別表3）

(7) 審査基準の作成・公表等の状況

行政手続法第5条において、行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するための基準（以下「審査基準」という。）を定めることとされている。

調査した17種（注6）の処分のうち、審査基準が定められていたものは10種の処分であった。

なお、法令により裁量の余地がないほど明確かつ一義的に要件が定められている場合については、審査基準を定める必要はないとされており、5種の処分については、これを理由に定められていなかった。

また、同条第3項では、審査基準を策定した場合は、当該申請の提出先となる機関の事務所における備付けその他適当な方法により審査基準を公にすることとされている。

審査基準が定められていた10種の処分については、事務所での備置き、ホームページでの公開など何らかの方法により公表されていた。

注6 許認可等の事務について調査した執行機関のうち、動物保護管理センターについては、2種の許認可等について調査したため、調査事務数と処分の種類数は一致しない。

(4) 標準処理期間等の設定・公表の状況

行政手続法第6条では、行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることとされている。また、本県の知事部局においては、許認可事務の処理日数に関する規程（昭和55年滋賀県訓令第2号）において、許認可事務の処理日数を定めることが義務付けられている。

調査した17種の処分のうち、標準処理期間が定められているものは、14種の処分であった。

(5) 受付窓口における申請手引き、記載例等の整備状況

行政手続法第9条第2項では、申請者等の求めに応じて、申請書の記載等申請に必要な情報の提供に努めなければならないとされている。

市町において受付が行われている2種の処分を除いた15種の処分のうち、10種の処分については、申請窓口、申請手引き、記載例等が備え付けられていた。

残りの 5 種の処分については、記載内容が明確であること、記載内容等を具体的に指導する必要があることなどを理由に申請手引書、記載例等は備え付けられていなかった。

(エ) 事務処理・審査体制

事務処理・審査体制については、内部けん制や担当者不在の対応等の観点から、複数の担当者があることが望ましいが、調査した 17 種の処分全てにおいて複数の審査体制が取られていた。

(カ) 事務処理要領等の作成状況

事務処理を効率的に進めるため、および審査の画一性、正確性を高めるためには、標準的な事務処理を定めた事務処理要領、マニュアル（以下「事務処理要領等」という。）の策定が望ましく、また審査の迅速性を高めるためには、審査表、審査項目のチェックリスト等（以下「審査表等」という。）の作成が望ましい。

調査した 17 種の処分のうち、事務処理要領等が定められている処分は 14 種、審査表等が整備されている処分は 15 種であった。

なお、事務処理要領等および審査表のいずれも作成されていない処分が 1 種あったが、事務処理が簡易であることが理由であった。

(キ) 受付台帳・許認可台帳・審査進行管理体制等の整備状況

申請等に対する審査の進行管理、許可の更新状況を管理する上では、申請日や許可日などが記載された受付台帳または許認可に関する台帳（以下「許認可台帳」という。）の整備が望ましい。

調査した 17 種の処分のうち 16 種の処分については、許認可台帳が整備されていた。

(ク) 不許可等拒否処分の状況

行政手続法第 8 条では、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し拒否理由を示すこととされている。

平成 26 年度中に行われた拒否処分（5 種の処分）については、全て処分理由が明示されていた。

また、行政不服審査法第 57 条では、不服申立てができる処分を行う場合は、処分の相手方に対して、当該処分につき不服申立てをすることができる旨ならびに不服申立てをすべき行政庁および不服申立てをできる期間を教示することが義務付けられているが、平成 26 年度中に行われた拒否処分（5 種の処分）については全て教示がなされていた。

イ 許認可等の処理状況（別表 4）

調査対象の 17 種の処分について、平成 26 年度中の 10,327 件（前年度からの繰越し分 516 件を含む。）の申請に対し、許認可等がされた件数は 9,812 件、不許可等の拒否処分がされた件数は 160 件、取下げ等があった件数は 59 件であった。421 件は、翌年度に処理が繰り越されていた。

また、標準処理期間を超えて処理されたものは、578 件であったが、その主な理由は、申請書類等に不備がある等であった。

2 改善または検討が求められる事項

監査の結果、改善または検討を求めた事項は次のとおりである（「3 機関ごとの意見」で言及するものを除く。）。

なお、これらについては、速やかに改善等が行われ、本報告書の提出時点において既に改善されている、または改善を行う旨の報告を該当機関より受けている。

(1) 審査基準、処分基準に関する事項

ア 特定動物飼養・保管許可（生活衛生課）および養蜂の転飼許可（畜産課）について、審査基準が定められていなかった。

イ 本県では、審査基準または処分基準を策定する場合にあっては、審査基準および処分基準に関する規程（平成 6 年滋賀県訓令第 22 号）に基づき、その法令に基づく処分に係る基準を策定し、審査基準については審査基準整理票、処分基準については処分基準整理票を作成し、総務部総務課長と協議を行う必要があるが、建設業の営業停止命令等（監理課）および環境こだわり農産物の認証（食のブランド推進課）について、審査基準または処分基準を定め公表されているものの、審査基準整理票または処分基準整理票が作成されていなかった。

ウ 産業廃棄物収集運搬業の許可（循環社会推進課）、建設業の許可（監理課）、身体障害者手帳の交付（障害福祉課）および道路占用の許可等（道路課）について、組織改編等に伴う審査基準整理票の更新がなされていなかった。

(2) 標準処理期間に関する事項

ア 特定動物飼養・保管許可等（生活衛生課）および環境こだわり農産物の認証（食のブランド推進課）につ

いて、標準処理期間を定めるべきであるにもかかわらず定められていなかった。

イ 限度超過車両の通行の許可(道路課)について、許認可事務の処理日数に関する規程に基づく処理日数と、審査基準整理票の処理日数が異なっていた。

(3) 処分の通知に関する事項

ア 車両等装置用計量器の装置検査の不合格処分(計量検定所)および養蜂の転飼許可(大津・南部農業農村振興事務所)について、滋賀県事務委任規則(昭和55年滋賀県規則第10号)により、当該地方行政機関の長に事務委任がされているにもかかわらず、知事名により処分の通知が行われていた。

イ 判例等によると、申請を拒否する処分にかかる理由の提示については、法令の根拠条項のみを示すのみでは不十分とされているが、車両等装置用計量器の装置検査の不合格処分(計量検定所)について、根拠条項のみ記載されていた。

ウ 感染症患者の発生時における消毒命令等(湖東健康福祉事務所)について、不服申立てができる処分であるにもかかわらず、不服申立てに関する教示がなされていなかった。

エ 限度超過車両の通行の許可(道路課)について、知事に対する異議申立ておよび所管大臣に対する審査請求ができる処分であるにもかかわらず、当該処分に係る不服申立てに関する教示文では、知事に対する審査請求ができる旨の記載となっていた。

オ 要保護児童の一時保護処分(彦根子ども家庭相談センター)について、保護者に対して原則文書により通知することが求められているにもかかわらず、保護者の同意を得ている場合に、文書の交付が行われていない事例が見受けられた。

カ 特別児童扶養手当の認定の更新(子ども・青少年局)について、医師の診断書の添付が必要でないものについても、処分の通知には、「診断書に基づき認定した。」と記載されている事例が見受けられた。

(4) 効率的な事務処理に関する事項

ア 電気工事業者の登録(防災危機管理局)、養蜂の転飼許可(大津・南部農業農村振興事務所)および限度超過車両の通行の許可(道路課)について、事務処理の遅延等により、標準処理期間を超過して処理されている事例が多数見受けられた。

イ 電気工事業者の登録の更新(防災危機管理局)について、早期に申請のあったものに対し登録証の交付を有効期限の満了まで留保していたことにより、標準処理期間を超えることとなっている事例が多数見受けられた。

(5) 内部統制・進行管理に関する事項

ア 電気工事業者の登録(防災危機管理局)について、申請書の受付簿が整備されていなかった。

イ 限度超過車両の通行の許可(道路課)について、許認可台帳に許可日の記載欄が設けられていなかった。

(6) 事務処理に関する事項

ア 電気工事業者の登録(防災危機管理局)および岩石採取計画の認可(砂防課)について、申請書の補正の指導等を行い標準処理期間を超過しているにもかかわらず、指導経過・処理経過等が記録されていないものが見受けられた。

イ 食品営業の許可(甲賀健康福祉事務所)について、許可要件を満たさない申請に対して補正を求める指導を、期限を定めず、口頭により行っていた事例が見受けられた。

ウ 食品営業の許可(生活衛生課)に係る実地検査について、一部の特殊な営業形態の継続の許可に際しては、実地検査を行わない取扱いがされていたが、所管機関が実地検査について定めている要綱では、当該取扱いが明記されていなかった。

エ 身体障害者手帳の交付(障害福祉課)について、実際に申請を受け付けた日より以前に、手帳の効力の発生日を遡っている事例が見受けられた。

オ 第一種フロン類回収業者の登録簿を一般の閲覧に供すること(環境政策課)について、ホームページを活用して供されているが、紙による備付けはされておらず、また年に1回の更新がなされているものの、最新の情報への更新がなされていなかった。

カ 電気工事業者の登録(防災危機管理局)について、有効期限が到来する事業者に対する個別の更新申請案内の通知が行われていなかった。

3 機関ごとの意見

(1) 長期違法状態に対する法的措置について(湖東環境事務所および環境政策課)

水質汚濁防止法に係る届出義務違反や定期点検記録保持違反に対して、継続的な指導が行われているものの、未改善となっている事例が見受けられた。

再三の指導にもかかわらず、改善が行われない者に対しては、告発・罰則の適用など毅然たる法的措置を検討されたい。

(2) 「処分基準」の策定について(動物保護管理センターおよび生活衛生課)

動物の愛護及び管理に関する法律によると、動物の取扱業を営もうとする者は、選任した全ての動物取扱責任者に自治体によって開催される研修を1年に1度以上受けさせることが義務付けられている。

平成26年度において、当該研修の対象者のうち、7%の者は未受講となっているにもかかわらず、指導、督促するところで止まっている。

動物取扱責任者研修未受講者をはじめ、繰り返し指導によっても改善されないなどのうち、悪質な事業者に対しては、処分基準を策定したうえで、命令・登録の取消し等の行政処分を行うなど、法令を順守させるための明確で効果的な仕組みを検討されたい。

(3) 障害者手帳交付に係る「再認定」事務の適切な運用について(障害福祉課)

ア 再認定の未受診者への適切な対応について

身体障害者手帳については、法律上有効期限が定められていないものの、手帳の交付を受ける者の障害の状態が更生医療の適用、機能回復訓練等によって軽減する等の変化が予想される場合には、「再認定」の制度が設けられている。

特に、医学の進歩等に伴い再認定に付す事例も増加している。

再認定が必要な者については、身体障害者手帳に再認定の時期が記載されており、また、再認定の診査を実施する概ね1か月前までには、診査を受けるべき時期等が通知される。

通知を受けても診査を受けない者に対しては、再度、督促が行われているが、平成26年度末現在で151名が、督促を受けてもなお、再認定の診査を受けていない状況が確認された。

国の通知によると、督促にもかかわらず、再認定の診査を受けない者については、手帳の返還を命ずることとされているが、返還を命じた事例はない。

再認定の未受診者を放置することは、本来、症状の改善により手帳の交付要件に該当しなくなる者が継続して手帳を所持することにもなりかねず、問題がある。

イ 再認定事務に係る市町との連携について

一方で、再認定の通知、督促等に係る事務は、国の通知によれば、市町村が行う事務と解されるどころ、実務は県が行っている状況にある。

障害者手帳の再認定事務について、市町の役割が果たされるよう、助言や十分協議を進めた上で、本来、症状の改善により手帳の交付要件に該当しなくなる者が継続して手帳を所持することのないよう、福祉行政への信頼性および制度の公平公正な運用の確保に努められたい。

(4) 河川占用許可に関連する不適切な事案への対応について(湖東土木事務所および流域政策局)

ア 占用料の滞納への対応について

河川占用の許可を受けた者は、滋賀県流水占用料等徴収条例(平成12年滋賀県条例第71号)により、占用料を県に納付する義務がある。

しかしながら、同事務所において河川占用の許可を受けた漁業組合が、占用料を長期にわたり滞納している事例が見受けられた。

これまで、任意交渉の中で解決を図ろうとされてきたが、許可を受けた者(法人)に資産がないことから、問題の解決にいたっていない。

滞納等違反事例に対しては、水産業協同組合法第39条の6の規定による代表者個人の責任の追及など、あらゆる法的措置も含めて毅然たる対応を検討されたい。

イ 許可期限切れによる不法占用への対応について

当該占用物件については、現在、占用許可の期限が切れて不法占用状態となっていることから、当該物件に起因する事故等の防止に努めるとともに、当該物件の撤去についても検討されたい。

また、平成16年4月23日最高裁判決では、県は、不法占用に対して占用料相当額の損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得し、その債権の行使についての裁量はないとされていることから、占用料相当額を請求されたい。

ウ 適切な更新許可について

滞納の有無は占用許可の条件になっていないことから、相手の財務状況から支払いが困難であることが予測されながら当該組合については、許可の更新も行われていた。

河川法の解釈については、難しい一面もあるものの、現状では、許可を受けて占用料を適正に納付してい

るものとの公平性が保てないことから、法的措置について検討を尽くされたい。

占用料の滞納など義務を履行しない者に対して漫然と許可が更新されることのないよう、許可事務の公平性を確保されたい。

(5) 道路占用許可の適切な運用について（長浜土木事務所および道路課）

ア 道路占用許可の更新漏れへの対応について

道路占用許可について、平成23年度から同事務所において、道路占用許可台帳に基づき占用許可の更新状況を調査したところ、449件の未更新事例が確認されたため、占用者に対して許可の更新等の手続が進められ、相当改善されてきたが、平成26年度末で、44件が未更新として残る状況が見受けられた。

原因の多くは、市町村合併の際の手続漏れとのことであるが、道路占用許可台帳に基づき、許可期間が満了した案件についてももう少し踏み込んで対応されていれば防げた問題である。

今後、道路占用許可台帳の厳格な管理ができる体制を構築し、許可期間が満了した案件においても適切に管理し、不法占用状態の早期解消に努めるとともに、占用許可が切れてから改めて許可されるまでの間の占用料相当額について、適切な請求に努められたい。

イ 事務処理マニュアルの策定について

台帳管理の手法、事務処理手順については、各土木事務所に任されており、県全体で統一したものが定められていなかったことから、県全体で確実に道路占用許可台帳が整備され、占用許可更新が漏れなく実施されていることを確認されるとともに、管理方法のマニュアル化等についても検討されたい。

(6) 岩石採取計画認可に係る行政手続および行政指導のあり方について（砂防課）

ア 文書による行政指導と記録の保存について

岩石採取計画の認可に係る当該計画の遵守義務違反について、指導を行っているにも関わらず改善されていない事例で、口頭による指導に留まっているものが見受けられ、また、その際の指導内容等に関する復命も、文書として残っていないケースが散見された。

行政側の対応としては、行政指導の内容を文書として記録保存することは基本であることから、確実に指導記録等を残すとともに、違反者に対しては、岩石および砂利採取計画認可事務取扱要綱に基づき、原則として書面により行政指導を行われたい。

イ 処分基準の作成について

採取計画の遵守義務違反については処分基準を定め、悪質な事例に対しては取消しや罰則等の適用を検討されたい。

ウ 申請に対する適正な行政手続について

当該採取計画の認可申請について、不備な事項を期限を定めず、口頭により補正を指導したが、申請者が補正作業に時間を要し、審査が長期に及んでいる事例が見受けられた。

行政手続法第7条の規定を踏まえ、補正が必要な場合は相当の期間を定めて文書により補正を求められるとともに、当該期間内に補正がされないときは不認可等の処分を行うなど適切に対応されたい。

4 総括的意見

今回の行政重点監査は、多数ある法令事務、許認可事務から、ごく一部の事務を抽出して調査したものである。しかしながら、抽出した事務においても、複数の機関において共通する課題も見受けられたことから、次のとおり総括的意見とする。

今回、監査対象とならなかった機関、事務についても、監査結果を参考に、改めて見直しを行われたい。

(1) 審査基準整理票、処理日数整理票の整備について

今回の監査で抽出した多くの事務において、更新が漏れているもの、事務所での備付けがされていないものなどの不備が確認された。

特に、平成6年以降に、新たにできた事務については、審査基準整理票が作成されていない事例や、標準処理期間が定められていない事例が見受けられた。

審査基準整理票および処理日数整理票の整備等については、それぞれ審査基準および処分基準に関する規程および許認可事務の処理日数に関する規程に基づき所管課長が行うこととされていることから、各所管機関において適切に整備されたい。

また、制度所管課である総務課および人事課においても、毎年度各課に処理日数整理票の適切な整備を依頼され、また審査基準整理票については、時期をとらえてその整備等について依頼されているところであるが、あらためて継続的かつ効果的な周知を図られたい。

(2) 処分基準の作成について



今回の監査では、法令違反等の事例に対し、行政指導を行ったにもかかわらず、改善されていない事例が多数見受けられたが、法令違反の状態が長期に継続する場合に、当該制度の公平性・実効性を確保するためには、最終的には、行政処分等の法律に基づく対応も必要と考えられる。

処分基準については、策定義務はなく、今回、調査した11機関の事務でも、定められている事務は5機関の事務に留まっていたが、処分を行うに当たっての一貫性の確保と悪質性を判断するに当たっての客観的な判断基準であり、行政手続の公正の確保に資するものであると考えられるので、法令違反事例が多数発生する事務については、処分基準の策定を検討されたい。

(3) 法令事務に関する職員の知識・技能の向上

処分の通知について、不服申立てに関する教示が行われていないもの、処分庁の名称を誤っていたものなどで、単純な事務的な誤りではなく、認識が誤っているものが散見された。

また、行政指導についても、申請書の補正や違反事例に対する指導を口頭で行ったまま改善されていない事例が見受けられただけでなく、指導した事実自体を文書として記録されていないものも見受けられた。

このことから、職員における行政手続などに関する法令事務の基本的な知識の不足が懸念される。

職員の行政関係法令に関する基本的な知識の習得、技能の向上が図られるよう、各所属における指導・教育の徹底のほか、研修の充実など、職員の育成に努められたい。

5 おわりに

住民の福祉の増進を図るため、法令違反等住民福祉を阻害する行為に対しては、強制的に排除する権限を行政には付与されている。

一方で、実際には、行為者に、厳格な手続を踏んで行われる行政処分よりも、行為者に協力を求め自発的に是正してもらう方が、迅速かつ効率的に進む場合が多く、また、行政運営を円滑に進められることから、法令違反等の事例に対しては、まずは行政指導により対応される場合が多く見受けられる。

しかしながら、行政指導が長期に及んでいる事例を見ると、必要な権限行使が適正になされていないのではないかと懸念される場合もある。

全ての機関において、法令違反状態が長期に改善されない事例については、行政指導によってではなく、必要な権限行使または罰則の適用等が適切に実施されるよう強く望むものである。

別表 1

法令違反等への対応状況

部局名	執行機関	所管法令	法令違反等の内容	根拠条項	法令違反に対する対応方法				平成26年度未改善件数	当該事例に対する事務処理要領、対応マニュアル等の有無	備考		
					平成26年度法令違反等認知件数	不利益処分件数	行政指導件数	その他対応件数					
					a	b	c	d	e	f			
総合政策部	県民活動生活課	特定非営利活動促進法	特定非営利活動を行うことを主たる目的としていないもの	第12条第1項第2号	4	4	0	0	4	○			
			社員を10名以上有していないもの	第12条第1項第4号	1	1	0	0	0	○			
			役員として理事3人以上、監事1名以上を置いていないもの	第15条	1	1	0	0	0	○			
			役員が欠格事由に該当する者が役員となっているもの	第20条第6号	5	5	0	0	4	○			
			役員の変更等の届出を行っていないもの	第23条第1項	6	6	0	0	4	○			
			定款の変更の届出が行われていないもの	第25条第6項	1	1	0	0	1	○			
			計算書類および財産目録が事業実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示していないもの	第27条	1	1	0	0	0	○			
			毎年度の事業報告書等を提出していないもの	第29条、第43条第1項	25	15	0	10	14	○	※その他は任意に解散予定のもの		
琵琶湖環境部	環境政策課	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第一種フロン類回収業者の年次報告書の未提出	第47条第3項	55	0	55	0	30	×			
			湖東環境事務所 (環境政策課)	特定事業場の排水基準違反	第12条第1項	1	0	1	0	0	○		
	特定施設等の設置届出義務違反	第5条第1項		6	0	6	0	1	×				
	特定施設等の使用届出義務違反	第6条第1項		3	0	3	0	0	×				
	特定施設等の構造変更届出義務違反	第7条		3	0	3	0	0	×				
	特定施設等の廃止届出義務違反	第10条		6	0	6	0	4	×				
	有害物質使用特定施設等の定期点検の義務違反	第14条第5項		7	0	7	0	2	×				
	湖北環境事務所 (循環社会推進課)	廃棄物の処理および清掃に関する法律	産業廃棄物収集運搬業許可の取消	第14条の3の2第1項第2号	1	1	0	0	0	×			
			産業廃棄物の不適正保管	第12条第2項	9	0	9	0	7	○			
			投棄の禁止	第16条	11	0	11	0	4	○			
焼却の禁止			第16条の2	5	0	5	0	0	○				
健康医療福祉部	湖東健康福祉事務所 (業務感染症対策課)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	消毒命令が必要な感染症患者の発生	第27条第1項	3	4	0	0	0	○			
			就業制限が必要な感染症患者の発生	第18条	13	13	0	0	0	○			
	精神保健福祉センター (障害福祉課)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	入院措置が必要な精神障害者の発生	第29条	66	63	0	3	0	○	※その他は措置不要となったもの		
			緊急入院措置が必要な精神障害者の発生	第29条の2	55	39	0	16	0	○	※その他は措置不要となったもの		
	彦根子ども家庭相談センター (子ども・青少年局)	児童福祉法	一時保護が必要な児童の発生	第33条	1,815	101	1,714	0	0	○			
			動物保護管理センター (生活衛生課)	動物の愛護及び管理に関する法律	第一種動物取扱業者基準順守義務違反	第21条第1項	7	0	7	0	0	×	
					犬猫等販売業者による報告書の未提出	第22条の6第2項	29	0	29	0	0	×	
					動物取扱責任者講習会未受講	第22条	24	0	24	0	24	×	
特定動物の飼養保管違反					第27条	1	0	1	0	0	×		
特定動物飼養者が行う飼養保管の方法	第31条	5	0	5	0	0	×						
甲賀健康福祉事務所 (生活衛生課)	食品衛生法	食品衛生法違反 (食中毒の発生)	第6条第3号	3	3	0	0	0	○				
		土木交通部	建設業法	指示処分に該当する事由の発生	第28条第1項	1	1	0	0	0	○		
営業停止命令に該当する事由の発生	第28条第3項			10	10	0	0	0	○				
許可取消しに該当する事由の発生	第29条			2	2	0	0	0	○				
砂防課	採石法		採取計画遵守義務違反	第33条の8	14	0	14	0	12	○			
			無認可採取	第33条	1	0	1	0	1	○			
長浜土木事務所 (道路課)	道路法		道路占用許可の更新もれ	第32条第1項	449	0	0	449	44	○	※その他は占用者との協議調整		
		湖東土木事務所 (流域政策局)	河川法	土地占用料の滞納	第32条第1項	3	0	0	3	3	○	※その他は占用料の督促	
更新許可の未申請による不法占用	第24条			1	0	0	1	1	○	※その他は申請の督促			
合計 (該当事務数)		13	39		2,659 (39)	277 (19)	1,901 (18)	482 (6)	160 (17)	(27)			

注 f 列の「○」は有を、「×」は無を示す。

別表 2

不利益処分の事務処理の状況

部局名	監査対象機関 (法令所管機関)	根拠法令	処分の名称	根拠条項	平成 26 年度処 分件数	処分基 準の有 無		左の公 表の有 無		意見陳 述の手 続適否	左の内容		処分理 由の有 無	不服申 立の教 示の有 無	備考	
						処分基 準の有 無	左の公 表の有 無	職聞	弁明の 機会の 付与		意見陳 述を行 わない					
総合政策部	県民活動生活課	特定非営利活動促進法	設立の認証の取消し 改善命令	第43条第1 項 第42条	15 11	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	- -	- -	○ ○	○ ○		
琵琶湖環境部	湖北環境事務所 (循環社会推進課)	廃棄物の処理および清掃に関する法律	産業廃棄物収集運搬業 許可の取消	第14条の3 の2第1項 第2号	1	○	○	-	-	○	-	2号	○	○		
健康医療福祉部	湖東健康福祉事務所 (薬務感染症対策課)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	消毒命令 就業制限	第27条 第1項 第18条	4 13	- -	- -	- -	- -	○ ○	- -	1号 2号	○ ○	× ×		
健康医療福祉部	精神保健福祉センター (障害福祉課)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の入院措置 精神障害者の緊急入院 措置 一時保護	第29条 第29条の2 第33条	63 39 101	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- -	○ ○ ○	○ ○ ○		
健康医療福祉部	彦根子ども家庭相談セ ンター (子ども・青少年局)	児童福祉法	指示	第28条 第1項	1	△	○	-	-	○	-	-	○	○		
土木交通部	監理課	建設業法	営業停止命令 許可の取消し	第28条 第3項 第29条	10 2	△ -	○ -	- -	- -	○ ○	- -	- 2号	○ ○	○ ○		
健康医療福祉部	甲賀健康福祉事務所 (生活衛生課)	食品衛生法	飲食店営業の停止	第55条	3	○	○	-	-	○	-	1号	○	○		
該当処分数					263	6	6	6	6	9	9	1	3	5	10	12
「有」または「適正」の処分数						6	6	6	6	9	9				10	10

注1 各列の「○」は有または適正を、「×」は無または不適正を、「△」は存在するが手続または内容に不備があったものを、「-」は当該調査項目の非該当を示している。  
 注2 「意見陳述を行わない」の欄の「1号」および「2号」は、それぞれ行政手続法第13条第2項第1号および第2号に該当していることを示している。



別表 4

許認可等の処理状況

部局名	執行機関	許認可事務の名称	区分	平成25年度繰越し件数 a	平成26年度申請件数 b	合計 a+b c	cの処理状況		取下げ 件数 f	翌年度繰 越し件数 e-d-e-f g	標準処 理期間 超過件 数 h	標準処理期間を超過した主 な理由
							許認可 件数 d	不許可 件数 e				
知事直轄 組織	防災危機管理局	電気工事業者の登録 (更新を含む)	新規	0	76	76	76	0	0	0	8	事務処理が遅れたため。
			更新	0	127	127	127	0	0	0	81	更新期限に施行処理を行っ ているため。
			再交付	0	3	3	3	0	0	0	0	
			変更	0	35	35	35	0	0	0	8	事務処理が遅れたため。
総合政策 部	県民活動生活課	特定非営利活動法人 設立の認証	新規	8	22	30	28	0	0	2	0	
琵琶湖環 境部	環境政策課	第一種フロン類回収 業者の登録	新規	0	80	80	80	0	0	0	0	
			更新	0	38	38	38	0	0	0	0	
	湖北環境事務所 (循環社会推進 課)	(特別管理) 産業廃 棄物収集運搬業の許 可	新規	0	9	9	8	0	0	1	0	
			更新	0	38	38	32	1	0	5	0	
			変更	0	5	5	5	0	0	0	0	
	健康医療 福祉部	動物保護管理セン ター (生活衛生課)	特定動物飼養・保管 許可(変更許可を含 む)	新規	0	14	14	14	0	0	0	0
変更				0	3	3	3	0	0	0	0	
第一種動物取扱業の 登録(更新を含む)			新規	0	41	41	41	0	0	0	0	
			更新	0	24	24	24	0	0	0	0	
子ども・青少年局		特別児童扶養手当の 受給資格の認定	新規	6	25	31	16	13	0	2	4	審査医師による障害の判定 に期間を要したため。
			更新	9	51	60	55	1	0	4	11	同上
			変更	0	3	3	3	0	0	0	0	
甲賀健康福祉事務 所 (生活衛生課)		飲食店営業等の許可	新規	4	224	228	224	0	1	3	126	営業施設の整備前に申請書 が提出されたため。
			継続	0	264	264	264	0	0	0	0	
		障害福祉課	身体障害者手帳の交 付	新規	193	2,842	3,035	2,843	89	27	103	137
		更新	34	424	458	407	14	0	37	47	不十分な診断書の内容確認 に対する回答に時間がか かったため。	
		変更	114	683	797	749	24	18	24	34	障害固定前に診断書を作成 され申請されたため。	
商工観光 労働部	計量検定所 (モノづくり振興 課)	車両等装置用計量器 の装置検査	新規	48	1,429	1,477	1,411	15	3	48	0	
農政水産 部	甲賀農業農村振興 事務所 (食のブランド推 進課)	環境こだわり農産物 の認証	新規	0	562	562	562	0	0	0	0	
		大津・南部農業農 村振興事務所 (畜産課)	蜜蜂の転飼許可	新規	0	14	14	14	0	0	0	13
土木交通 部	監理課	建設業の許可	新規	16	340	356	356	0	0	24	45	標準処理期間内に、不足書 類が提出されなかったた め。
			更新	20	767	787	787	0	0	56	0	
	砂防課	岩石採取計画の認可	新規	0	14	14	4	0	0	10	12	補正指導事項への対応、協 議に時間を要したため。
			変更	2	2	4	3	0	0	1	4	補正指導事項への対応、協 議に時間を要したため。
	長浜土木事務所 (道路課)	道路占用の許可	新規	3	216	219	211	0	2	6	0	
			更新	16	238	254	214	0	1	39	0	
			変更	2	110	112	108	0	3	1	0	
	湖東土木事務所 (流域政策局)	河川区域内の土地占 用の許可	新規	0	109	109	109	0	0	0	0	
			更新	0	164	164	164	0	0	0	0	
			変更	0	42	42	42	0	0	0	0	
道路課	限度超過車両の通行 の許可	新規	41	743	784	729	3	4	48	48	申請が多い時期に、審査に 時間を要したため。	
		更新	0	13	13	6	0	0	7	0		
		変更	0	1	1	1	0	0	0	0		
合計			17	516	9,811	10,327	9,812	160	59	421	578	

**監査の結果に関する報告の公表公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した平成26年度を対象年度とする財政的援助団体等の監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年 3 月 15 日

滋賀県監査委員	奥	村	芳	正
〃	平	居	新	司 郎
〃	山	田		実
〃	北	川	正	雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象団体、監査対象および監査執行年月日

[出資団体]

監査執行対象団体名 所管課等	監 査 対 象	監査執行年月日
滋賀県土地開発公社 総合政策部企画調整課	出資金・出えん金累計額 30,000,000円 地方団体関係団体職員共済組合負担金 1,608,383円 滋賀県土地開発公社再建対策特別資金貸付金 1,756,310,000円 公共用地先行取得事業資金貸付金 5,000,000,000円 地域総合整備事業資金貸付金 2,223,482,049円 滋賀県土地開発公社事業資金借入債務保証（限度額） 1,885,000,000円 滋賀県土地開発公社公共用地先行取得事業資金借入債務保証（限度額） 4,878,000,000円 滋賀県土地開発公社地域総合整備事業資金借入債務保証（限度額） 2,224,000,000円	平成27年11月6日
公益財団法人滋賀県文化振興事業団 総合政策部文化振興課	出資金・出えん金累計額 25,400,000円 しが県民芸術創造館および県立文化産業交流会館指定管理料 373,235,000円 滋賀県希望が丘文化公園、県立青少年宿泊研修所および県立希望が丘野外活動センター指定管理料 387,692,000円	平成27年11月17日
公益財団法人びわ湖ホール 総合政策部文化振興課	出資金・出えん金累計額 100,000,000円 県立芸術劇場びわ湖ホール指定管理料 951,108,000円	平成27年11月6日
公立大学法人滋賀県立大学 総務部総務課	出資金・出えん金累計額 15,887,057,000円 公立大学法人滋賀県立大学運営費交付金 2,315,466,000円	平成27年11月12日
公益財団法人滋賀県環境事業公社 琵琶湖環境部循環社会推進課	出資金・出えん金累計額 1,002,485,106円 滋賀県環境事業公社派遣職員共済組合負担金等補助金 4,492,031円 滋賀県環境事業公社事業資金融資損失補償（限度額） 11,661,702,000円 滋賀県環境事業公社運営資金融資損失補償（限度額） 1,233,590,000円	平成27年11月13日
一般社団法人滋賀県造林公社 琵琶湖環境部森林政策課	出資金・出えん金累計額 2,627,443,000円 森林環境保全直接支援事業補助金 101,227,609円 森林病虫害等防除事業補助金 30,064,939円 単独間伐対策事業補助金 1,296,000円	平成27年11月10日

	林業労働力対策事業費補助金 110,952円 素材生産人材育成事業費補助金 2,710,000円 滋賀県造林公社事業資金貸付金 5,076,554,855円 滋賀県造林公社経営改善資金貸付金 1,431,922,089円 びわ湖造林公社事業資金貸付金 10,669,948,476円 分収育林促進事業資金貸付金 5,169,715円 琵琶湖総合開発事業資金貸付金 1,384,537,524円 林業就業促進資金貸付金 1,687,500円	
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 商工観光労働部商工政策課	出資金・出えん金累計額 43,900,000円 滋賀県産業振興総合支援体制強化補助金 174,515,512円 省エネ診断支援事業補助金 3,291,062円 滋賀県中小企業経営資源強化対策費補助金 30,866,563円 海外展開支援事業補助金 7,223,092円 医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業費 補助金 9,640,625円 滋賀県工業技術振興事業費補助金 9,658,780円 滋賀県下請企業振興事業費補助金 4,182,243円 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費補助金 314,982円 健康創生産業創出支援事業費補助金 4,448,402円 しがクリエイターネットワーク化推進業補助金 1,061,042円 小規模企業者設備導入資金貸付金 445,000円 しが新事業応援ファンド支援事業基金造成資金貸 付金 3,800,000,000円 県立テクノファクトリー指定管理料（県への納付 金） 15,436,841円 県立草津SOHOビジネスオフィス指定管理料 4,418,000円	平成27年11月20日
公益財団法人滋賀食肉公社 農政水産部畜産課	出資金・出えん金累計額 1,377,381,175円 財団法人滋賀食肉公社施設整備資金借入償還金等 補助金 218,961,756円 財団法人滋賀食肉公社運営資金貸付金 54,408,216円 財団法人滋賀食肉公社施設整備資金融資損失補償 （限度額） 4,341,354,000円	平成27年11月18日
株式会社滋賀食肉市場 農政水産部畜産課	出資金・出えん金累計額 19,000,000円 近江牛商標登録保全事業費補助金 247,346円 新会社移行準備資金貸付金 44,476,313円 食肉市場経営円滑化資金貸付金 280,000,000円	平成27年11月18日
一般社団法人滋賀県畜産振興協会 農政水産部畜産課	出資金・出えん金累計額 42,000,000円 地域肉用牛肥育経営安定対策事業費補助金 18,068,870円 滋賀県畜産振興対策事業補助金（畜産経営技術改善 促進事業分） 4,185,000円 滋賀県畜産振興対策事業補助金（死亡牛円滑処理支 援事業分） 590,700円	平成27年11月20日

滋賀県道路公社 土木交通部道路課	出資金・出えん金累計額 9,773,500,000円 地方職員共済組合団体共済部負担金 1,438,849円 滋賀県道路公社有料道路建設事業資金借入金借入債務保証(琵琶湖大橋有料道路)(限度額) 520,000,000円 滋賀県道路公社有料道路建設事業資金借入金借入債務保証(大津港駐車場)(限度額) 900,000,000円	平成27年11月6日
公益財団法人滋賀県体育協会 教育委員会事務局スポーツ健康課	出資金・出えん金累計額 241,500,000円 滋賀県体育関係団体事業運営費補助金(滋賀県体育協会運営費補助分) 108,741,152円 滋賀県体育関係団体事業運営費補助金(滋賀県スポーツ少年団育成事業補助分) 245,278円 滋賀県スポーツ振興補助金(国民体育大会派遣事業) 46,429,000円 滋賀県スポーツ振興補助金(選手強化事業) 9,000,000円 県立栗東体育館指定管理料 34,552,000円	平成27年11月10日

[補助金等交付団体]

監査執行対象団体名 主たる所管課等	監 査 対 象	監査執行年月日
学校法人立命館 総務部総務課	私立学校振興補助金 352,925,000円 私立学校振興補助金(教育改革推進特別経費) 6,510,000円 私立高等学校特別修学補助金 7,938,000円 高等学校等就学支援金交付金 101,014,650円 高等学校等就学支援金事務費交付金 569,700円 私立学校結核健康診断費補助金 101,000円	平成27年11月19日
学校法人松風学園 総務部総務課	私立学校振興補助金 181,522,000円 私立学校振興補助金(教育改革推進特別経費) 3,180,000円 私立高等学校特別修学補助金 24,392,850円 私立高等学校特別修学補助金(家計急変) 278,000円 高等学校等就学支援金交付金 83,952,000円 高等学校等就学支援金事務費交付金 303,135円 私立学校人権教育代替教員給与費補助金 288,000円 私立学校結核健康診断費補助金 58,000円	平成27年11月16日
彦根商工会議所 商工観光労働部中小企業支援課	小規模事業経営支援事業費補助金 40,400,005円	平成27年11月16日
近江八幡商工会議所 商工観光労働部中小企業支援課	小規模事業経営支援事業費補助金 38,406,006円	平成27年11月24日

[公の施設の指定管理者]

監査執行対象施設名 指定管理者名 主たる所管課等	監 査 対 象	監査執行年月日
ひかりグループ 琵琶湖環境部下水道課	平成26年度指定管理料 矢橋帰帆島公園および苗鹿公園 61,497,000円	平成27年11月13日
特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	平成26年度指定管理料	平成27年11月12日



土木交通部都市計画課	滋賀県営都市公園（奥びわスポーツの森に限る。） 26,383,320円	
シダックス・ハウスビルグループ 土木交通部都市計画課	平成26年度指定管理料 滋賀県営都市公園（びわこ地球市民の森に限る。） 53,983,800円	平成27年11月19日

## 2 監査結果

### (1) 指摘事項

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

#### (ア) 支出関係（2件）

- ・物品の発注に係る事務処理が適当でないもの（公立大学法人滋賀県立大学）
- ・会計年度に誤りのあったもの（公益財団法人滋賀食肉公社）

#### (イ) 契約関係（3件）

- ・会計規則に沿った支出負担行為の手続を行っていないもの（公益財団法人滋賀県産業支援プラザ）
- ・基本協定に規定する備品の管理が適正でないもの（公益財団法人びわ湖ホール）
- ・契約に係る事務処理が適当でないもの（株式会社滋賀食肉市場）

#### (ウ) 財務諸表関係（8件）

- ・財務諸表の計数表示を誤っているもの  
（公益財団法人滋賀県文化振興事業団、公益財団法人びわ湖ホール、一般社団法人滋賀県造林公社、公益財団法人滋賀食肉公社、一般社団法人滋賀県畜産振興協会）
- ・会計規則に定めた減価償却等を行っていないもの  
（公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場、公益財団法人滋賀県体育協会）

### (3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

#### (ア) 収入関係（1件）

- ・利用料金の徴収を誤っているもの（特定非営利活動法人P. P. P. 滋賀）

#### (イ) 支出関係（2件）

- ・通勤手当の支給を誤っているもの（公益財団法人滋賀県文化振興事業団、一般社団法人滋賀県畜産振興協会）

#### (ウ) 財産関係（1件）

- ・現金の取扱いが適正でないもの（公益財団法人滋賀県文化振興事業団）

### (4) 上記以外の機関については、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

## 3 意見

平成27年11月6日から平成27年11月24日までの間に実施した監査の結果、次のとおり意見を付すので各財政的援助団体等の運営が適切に行われるよう指導、助言等されたい。

### (1) 滋賀竜王工業団地の販売促進に向けた積極的取組について（滋賀県土地開発公社）

滋賀県土地開発公社（以下「公社」という。）が整備を進めている滋賀竜王工業団地については、平成26年8月に土地造成に着手し、平成28年度の工事完了が予定されている。

公社においては、全国的に企業誘致競争が激しい中、平成26年11月から造成完了に先んじた予約分譲を開始され、全7区画のうち、これまでに1区画で売買予約契約が成立している。

また、企業誘致に向けた情報発信をはじめ、投資意欲の高い業種や企業の情報収集に努め、直接働きかけを行うなど積極的に取り組まれているところである。

当該工業団地は、国土軸にあたる主要幹線道路が通るとい交通環境や、県内に多くの大学・短期大学や研究機関が集積していることなど、本県の強みを活かした県内唯一の大規模な新規工業団地として、今後の本県産業の振興に向け大きく期待されているところであり、トップセールスをはじめ早期の販売に向けた誘致活動に、より一層尽力されたい。

### (2) クリーンセンター滋賀の次期経営計画等について（公益財団法人滋賀県環境事業公社）

公益財団法人滋賀県環境事業公社（以下「公社」という。）では、現在、平成24年度から平成28年度を計画期間とする中期経営計画を定め、県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀の運営に取り組まれている。

クリーンセンター滋賀への産業廃棄物の搬入量が平成26年度から急増していることから、公社では、搬入業者に対する、分別、減量の指導を強化するとともに、処分料金の見直しなど廃棄物の搬入量抑制策を検討されているところであり、実効性のある対策を検討されるとともに、県においても平成28年度中に「第四次廃棄物処理計画」の策定が予定されており、それらを踏まえた平成29年度からの次期経営計画の策定を進められたい。

併せて、クリーンセンター滋賀の事業計画は平成35年度で終了となっていることから、以降の本県における産業廃棄物管理型最終処分場の基本的な方針について、県とともに具体的な検討を進められたい。

(3) 造林公社の実効性のある組織体制および経営健全化について（一般社団法人滋賀県造林公社）

一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）では、平成23年3月に成立した特定調停により債務を整理し、経営改善計画により、健全な公社経営を確保するために取り組んでいる。

平成27年度から順次の伐採が始まり、債務の弁済をはじめ長期間にわたる取組を進めていくこととなるが、現在の公社の組織体制は、プロパー職員の高齢化が進んでいるとともに、出向している県職員の比率が高いことから、今後の事業展開を踏まえた実効性、継続性のある組織体制について、県とともに十分検討されたい。

さらに、遅延している分収造林契約の変更について、引き続き粘り強い取組に努めるとともに、新たな販路開拓や伐採した木材の仕分け、運搬の合理化などによる収益の確保をはじめ、病害虫獣駆除や間伐に充てている国等からの補助金の確保に努めるなど、県と連携し経営健全化に向けた取組を積極的に進められたい。

(4) 滋賀食肉センターの収支改善とガバナンスの強化（公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場）

滋賀食肉センター（以下「センター」という。）を構成する県出資2法人（公益財団法人滋賀食肉公社（以下「公社」という。）、株式会社滋賀食肉市場（以下「市場」という。））については、開業以来の単年度赤字や資金不足はもとより、市場においては累積赤字による債務超過状態であるなど、深刻な経営状況にある。

こうした中、平成27年11月にまとめられた有識者による「滋賀食肉センター経営研究会」の中間報告では、県に対し、生産基盤の拡大による県内肉用牛の増頭対策や近江牛のブランド価値の向上・PR、新たな販路拡大等による消費拡大策などを求めるとともに、公社・市場に対し、経営改善努力の不足・ガバナンスの欠如や、県からの短期貸付による経営上の危機感の欠如などを指摘し、改善を求めている。

については、センターにおいては、衛生面の強みの積極的なPRによる近江牛の高付加価値化により、国内消費の拡大はもとよりインバウンド対策、輸出推進等による新たな販路の開拓につなげ、稼働率向上のため県内外からの集畜や市場活性化のためのセリ上場比率の向上・買参人の拡大、と畜技術の向上、営業形態の見直しや光熱水費の低減等による経費のさらなる削減など、収支改善に向けて公社・市場が協力して取り組むとともに、役員会の機能強化および経営体制の強化など、ガバナンスの強化に積極的に取り組まれたい。

(5) 県民のスポーツの推進と体力の向上について（公益財団法人滋賀県体育協会）

公益財団法人滋賀県体育協会（以下「体育協会」という。）は、県内の各種競技団体や市体育協会など72加盟団体を総括し、本県のスポーツ振興における中心的役割を果たしている。

県では、2024年の滋賀国体および全国障害者スポーツ大会の開催に向け、平成27年3月に、県・市町や体育協会をはじめとする各種関係機関等による「滋賀県競技力向上対策本部」を設置し、「滋賀県競技力向上推進計画」の策定を進めるなど、来るべき大会開催に向けた取組を進めていくこととしている。

また、そうした取組等を契機として、県民のスポーツに対する関心が高まりつつあり、積極的な健康づくりの支援など、生涯スポーツをより一層推進していくことが求められている。

については、体育協会においては、競技力向上対策本部員として、本県スポーツを担う次世代の育成などの取組を計画的に進めるとともに、各種スポーツイベントの活性化、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等における指導者の養成、運動機会が減少する子育て世代への機会提供など、多面的な取組を進め、県民のスポーツの推進と体力の向上に積極的に取り組まれたい。